

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 7 年 1 1 月 5 日

高松法務局

登記官 野 村 和 秀

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
4700-2025-0026	木田郡三木町大字井戸字檜木 1 9 1 2 番 2
4700-2025-0044	木田郡三木町大字氷上字北高原 6 1 5 番 2
4700-2025-0054	木田郡三木町大字氷上字堀切 4 4 2 2 番 1
4700-2025-0055	木田郡三木町大字氷上字堀切 4 4 2 2 番 2